

専決第 号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、早急に処理すべきことを要する令和8年度厚沢部町一般会計補正予算（第4号）について、別記のとおり専決処分する。

令和8年8月12日

厚沢部町長 佐 藤 正 秀

令和8年度厚沢部町一般会計補正予算（第4号）

令和8年度厚沢部町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 220 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,454,098 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月12日専決

厚 沢 部 町 長 佐 藤 正 秀

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 諸 収 入		296,069	220	296,289
	5 雑 入	292,798	220	293,018
歳 入 合 計		7,453,878	220	7,454,098

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		3,662,777	220	3,662,997
	1 総 務 管 理 費	3,607,532	220	3,607,752
歳 出 合 計		7,453,878	220	7,454,098

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 諸収入	296,069	220	296,289
歳入合計	7,453,878	220	7,454,098

(歳出) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,662,777	220	3,662,997			220	
歳出合計	7,453,878	220	7,454,098			220	

2 歳 入

20 款	諸 収 入	5 項	雑 入	(単位 千円)		
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 雑 入	292,798	220	293,018	1 雑 入	220	総合賠償補償保険金
計	292,798	220	293,018			

3 歳 出

2 款		総 務 費		1 項		総 務 管 理 費					(単位 千円)	
目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
					国道支出金	地 方 債	そ の 他					
11 庁 舎 管 理 費		27,030	220	27,250			220		21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	220	自動車損害賠償金	
計		3,607,532	220	3,607,752			220					